

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	(株)ティラド
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木3丁目25番地3号
工場等の名称	(株)ティラド
工場等の所在地	名古屋市 南区塩屋町4-14
業種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	熱交換器に関する開発設計及び試作・試験
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月22日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	<input type="radio"/>	掲示 閲覧	(場所) 事務所内・守衛所
	<input type="radio"/>	ホーム ページ	(HPアドレス) http://www.trad.co.jp/
	<input type="radio"/>	冊子	(冊子名・ 入手方法) 会社としては毎年「社会・環境報告書」を発行しホームページに公開しております
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-822-3111		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、クリーンで豊かな地球環境をいつまでも後生に残すことが当社の社会的責任ととらえ、この理念を実現するため環境保全活動の目的・目標を定め継続的改善を図ると共に次記の事項を積極的に実行します。

1. 省資源・省エネルギーの推進

事業所で使用する電気・燃料等のエネルギー使用量を令和3年までに平成30年度比3%削減を目標とします。

2. 廃棄物の削減及びリサイクルの推進

廃棄物の発生量を抑制し、リサイクルを推進していきます。

3. 継続的な改善の実施

当事業所の事業活動が環境に与える影響を認識し、環境施策の継続的改善を実施していきます。

4. 周知徹底

全従業員及び必要な構成員にこの方針を周知徹底し、積極的に実践できる環境教育を充実させます。

5. 環境コミュニケーション

社外に対し環境情報の公開を進め、地域社会との協調・共生に努めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

環境エネルギー管理委員会(月1回開催)

委員長：技術本部 本部長

事務局：事業管理部

委員：各部署代表者+エネルギー管理委員

↓

従業員

環境生産部会 ⇒ 全社会議 (1回/3カ月)

担当役員

製造部長(各事務所)

担当：総務+技術部門1人

(エネルギー管理委員)

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		3,729	t-CO ₂
①を （温室除く 二酸化炭素 換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		3,729

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	3,729	t-CO ₂	3,618	t-CO ₂	3.0

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

<p>年1%温室効果ガス総排出量を削減する。 3年で3%の削減を目標とする。</p>
--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
供給された電気の使用	環境エネルギー委員会で電気使用量を把握し、目標値に対して進捗をフォローする。	各変台毎の電力量を測れるようにする。 各試験装置の実効電力量を測定する。
省エネルギー・省資源の行動の実践・都市ガス	①排出ドレン回収・再利用 ②制御装置更新による都市ガス使用の制限	①17.2 t -CO2削減 ②10.6 t -CO2削減
省エネルギー・省資源の行動の実践・電力	①事業所空調機の更新 ②第5工場のLED化 ③自販機の撤去 ④太陽光パネルの設置	①4.6 t -CO2削減 ②0.1 t -CO2削減 ③1.0 t -CO2削減 ④129 t -CO2削減

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

令和5年度の期間に太陽光発電パネルの設置を予定している。
発電されたエネルギーは事務所・工場内の照明や設備運用に利用予定。

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・自社製品を廃棄する場合、鉄くずとアルミくずと廃プラ等に仕分けして廃棄している。
- ・グリーン購入の推進

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

離席・退社時は、パソコンとモニターの電源を切る
5月・10月に会社周辺の清掃活動